

証券コード 6647
2024年6月3日
(電子提供措置の開始日2024年5月31日)

株 主 各 位

東京都葛飾区立石四丁目34番1号

森尾電機株式会社

取締役社長 菊 地 裕 之

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第92回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.morio.co.jp>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも
掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし
て、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を
選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

本株主総会につきましては、書面により議決権を行使することができますので、お手数な
がら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議
案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時20分までに到着する
ようご送付いただきたくお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては、株主総会会場にお
いて、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（開場 午前9時10分）
2. 場 所 東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ別館5階会議室「レインボー」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第92期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましては、ご出席いただく場合には軽装にてお願い申し上げます。

当社ホームページ : <http://www.morio.co.jp>

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動が正常化に向かい、緩やかな回復基調が続いたものの、地政学的リスクによるエネルギー・原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

このような経営環境の中、営業活動・生産活動を展開した結果、当連結会計年度の売上高は74億48百万円（前年同期比4億51百万円、5.7%減）となり、受注高は78億58百万円（前年同期比9百万円、0.1%減）となりました。

利益につきましては、原価の低減及び経費の削減等により、当連結会計年度の営業利益は3億42百万円（前年同期比67百万円、24.6%増）、経常利益は3億42百万円（前年同期比58百万円、20.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2億11百万円（前年同期比62百万円、42.2%増）となりました。

(2) セグメント別の概況

[電気機器製造販売事業]

電気機器製造販売事業の売上高は72億96百万円（前年同期比4億52百万円、5.8%減）となり、受注高は78億58百万円（前年同期比9百万円、0.1%減）となりました。

① 鉄道関連事業

主力の鉄道関連事業につきましては、国内鉄道車両需要向けを中心に受注活動を展開した結果、売上高は56億53百万円（前年同期比2億47百万円、4.2%減）となり、受注高は48億58百万円（前年同期比8億2百万円、14.2%減）となりました。

② 自動車関連事業

自動車関連事業につきましては、各高速道路会社等に対し車載標識車を中心に受注活動を展開した結果、売上高は11億54百万円（前年同期比5億87百万円、33.7%減）となり、受注高は15億63百万円（前年同期比2億9百万円、11.8%減）となりました。

③ 船舶等関連事業

船舶等関連事業につきましては、防衛省関連等への船舶用機器を中心に受注活動を展開した結果、売上高は4億88百万円（前年同期比3億82百万円、363.1%増）となり、受注高は14億36百万円（前年同期比10億3百万円、231.3%増）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業につきましては、各賃貸マンションが堅調な売上を維持しており、売上高は1億52百万円（前年同期比0百万円、0.4%増）となりました。

電気機器製造販売事業セグメント 営業部門別受注高・受注残高

(単位：百万円)

営業部門別	受注高						受注残高					
	前期		当期		増減		前期		当期		増減	
		%		%		%		%		%		%
鉄道関連事業	5,661	72.0	4,858	61.8	△802	△14.2	9,041	85.7	8,246	74.3	△795	△8.8
自動車関連事業	1,773	22.5	1,563	19.9	△209	△11.8	1,060	10.1	1,470	13.2	409	38.6
船舶等関連事業	433	5.5	1,436	18.3	1,003	231.3	443	4.2	1,392	12.5	948	213.8
合計	7,868	100.0	7,858	100.0	△9	△0.1	10,546	100.0	11,108	100.0	562	5.3

セグメント別 営業部門別売上高

(単位：百万円)

営業部門別		売上高					
		前 期		当 期		増 減	
			%		%		
電気機器製造販売事業	鉄道関連事業	5,901	74.8	5,653	75.9	△247	△4.2
	自動車関連事業	1,741	22.0	1,154	15.5	△587	△33.7
	船舶等関連事業	105	1.3	488	6.6	382	363.1
	小 計	7,748	98.1	7,296	98.0	△452	△5.8
不動産関連事業		151	1.9	152	2.0	0	0.4
合 計		7,899	100.0	7,448	100.0	△451	△5.7

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2億97百万円であります。その主なものは、電気機器製造販売事業における竜ヶ崎事業所での新棟建設工事及び法面保護工事等であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度は増資等による資金調達は行っておりません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、社会・経済活動が徐々に正常化に向かい、景気は持ち直しの動きを強めることが期待されます。一方で、地政学的リスクの高まりやエネルギー・原材料価格の高騰、物価上昇による個人消費への影響など、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

このような事業環境のもと、当社といたしましては、中長期的な経営目標を達成するため、対処すべき課題として次の項目を全社的に推進してまいります。

(1) 持続的成長の実現に取り組んでまいります。

持続的成長を牽引できる経営人材をはじめとした、多様な人材の育成・確保に取り組む、事業活動を通じて社会的責任を果たし、地域経済及び地域社会の持続的な発展に取り組んでまいります。

(2) 既存事業の一層の強化を進めてまいります。

当社の強みである少量多品種生産の効率化と、品質の向上を図りながら、顧客が求める製品・サービスを探り、既存の製品のブラッシュアップ（付加価値の向上）を目指してまいります。

(3) 生産性向上のための生産設備の更新と作業環境改善に取り組んでまいります。

竜ヶ崎事業所の生産設備を順次計画的に最新鋭のものに更新し、生産性及び品質の向上、省エネルギーと作業環境の改善に取り組んでまいります。

(4) 新製品の開発・改良を引き続き推進してまいります。

企業価値を中長期的に向上させていくために、最先端技術を取り入れた製品や持続可能な社会発展のための環境負荷の少ない製品の開発など、高付加価値化に取り組み、次世代の主力となる製品の開発を推進してまいります。

(5) サステナビリティへの取り組みを推進してまいります。

当社は、ESG（環境・社会・ガバナンス）に取り組み、全ての企業活動を通じてSDGsの実現に向けて、暮らしと社会を支える交通インフラに貢献してまいります。

(6) 組織力の一層の強化に取り組んでまいります。

人材育成を充実していくとともに、活発なコミュニケーションがとれる環境を整え、組織が一体となって企業のビジョンや戦略の実現に向けた組織づくりの強化に取り組んでまいります。

(7) 次世代への技術と技能の伝承を進めてまいります。

長年培ってきた、ものづくりの高度な技術や技能の承継と、多様な人材が活躍できる環境整備に取り組んでまいります。

(8) 海外向け鉄道車両案件への積極的な対応を図ってまいります。

米国現地法人を中心に、海外鉄道案件に積極的に取り組み、当社の高い技術力と信頼性、そして経験とノウハウを活かして、海外鉄道事業の持続的な発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営活動に引き続きご理解を賜りますとともに、今後ともなお一層のご支援、ご協力の程をお願い申し上げます。

9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第89期	第90期	第91期	第92期 (当連結会計年度)
	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
受 注 高(千円)	9,575,277	9,582,274	7,868,241	7,858,844
売 上 高(千円)	9,591,100	8,506,402	7,899,936	7,448,222
経 常 利 益(千円)	340,076	459,152	284,051	342,577
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	204,515	270,392	148,923	211,837
1株当たり当期純利益 (円)	148.70	196.60	108.28	154.03
総 資 産(千円)	8,883,783	7,945,207	7,774,012	8,220,127
純 資 産(千円)	4,161,458	4,210,458	4,352,019	4,732,810
1株当たり純資産額 (円)	3,025.72	3,061.44	3,164.39	3,441.34

(注) 第90期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第90期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

10. 主要な事業内容

2024年3月31日

営業部門別		主 要 製 品 名
電 気 機 器 製 造 販 売 事 業	鉄 道 関 連 事 業	主幹制御器、配電盤、配電箱、補助回路機器、蛍光灯、LED照明器具、行先表示器、各種照明配線器具、電気暖房器、旅客情報表示装置、車両用モニタリングシステム、各種保安機器、地上用設備機器等
	自 動 車 関 連 事 業	自走式標識車、各種車載標識装置、地上設備用分電盤、各種保安機器、投光器、道路用各種情報装置等
	船 舶 等 関 連 事 業	各種防爆灯及び防爆器具、艦艇用照明配電器具、船用各種照明器具、船用情報案内装置、船用電気通信器具等、大型情報表示装置、各種情報ボード、セキュリティ関連機器等
不 動 産 関 連 事 業		不動産賃貸物件5棟等

11. 主要な事業所

(1) 当社

2024年3月31日

事業所		所在地
本社		東京都葛飾区立石四丁目34番1号
工場	竜ヶ崎事業所	茨城県龍ヶ崎市
営業所	大阪営業所	大阪府大阪市北区
出張所	仙台出張所	宮城県仙台市宮城野区

(2) 子会社

2024年3月31日

会社名	所在地
Morio USA Corporation	アメリカ合衆国ネブラスカ州リンカーン市

12. 従業員の状況

2024年3月31日

区分	男子	女子	合計
従業員数(名)	168	64	232
(前連結会計年度末比増減)	(△4)	(△2)	(△6)

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

2024年3月31日

会 社 名	資 本 金	議 決 権 率 比	主 要 な 事 業 内 容
Morio USA Corporation	千ドル 4,000	% 100	鉄道車両用電気機器製造販売

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先

2024年3月31日

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	千円 450,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	168,406

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 5,700,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 1,425,000株 |
| 3. 株主数 | 969名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社 S M B C 信託銀行	133,400	9.70
有限会社 森尾商会	120,800	8.78
川崎車両株式会社	89,575	6.51
森尾電機さつき会	81,876	5.95
日本車輛製造株式会社	75,825	5.51
株式会社 きらぼし銀行	65,700	4.78
セントラル警備保障株式会社	65,000	4.73
森尾電機自社株投資会	51,243	3.73
中西電機工業株式会社	50,800	3.69
株式会社 金子工務店	33,100	2.41

(注) 持株比率は、自己株式 (49,719株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	菊地 裕之	
常務取締役	北澤 公夫	亀ヶ崎工場工場長
常務取締役	大橋 貢	営業 兼 資材担当
取締役	小泉 泰一	相談役
取締役	平野 了士	海外支援室室長
取締役	清水 毅	経営管理部部長 兼 内部統制監査担当
取締役	鎌田 伸一郎	セントラル警備保障株式会社相談役
常勤監査役	小山 博史	
監査役	堀 勝彦	
監査役	柘植 幹雄	

- (注) 1. 鎌田伸一郎氏は、社外取締役であります。なお、当社は鎌田伸一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 堀勝彦氏及び柘植幹雄氏は、社外監査役であります。なお、当社は堀勝彦氏及び柘植幹雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	7(1)	105,858 (1,200)
監査役 (うち社外監査役)	3(2)	12,282 (3,600)
合計	10	118,140

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は取締役7名、監査役3名であります。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額26百万円（取締役7名に対して24百万円、監査役1名に対して1百万円）が含まれております。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針決定
当社は取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。
- (1) 基本方針
当社の取締役報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬と、賞与等により構成し、社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績を考慮せず、基本報酬のみとしております。
- (2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針
当社の取締役に対する基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役位の大きさ等に応じて取締役会により決定しております。当事業年度における個人別の報酬等の内容は基本報酬と賞与等であり、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。
- (3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の委任について
上記を決定方針とし、取締役の個人別の基本報酬と賞与の額の決定について、代表取締役社長菊地裕之に一任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。
- (4) 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項
当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の当社第75回定時株主総会において、取締役報酬限度額は年額200百万円（うち、社外役員の報酬額は年額10百万円以内）、監査役報酬限度額は年額30百万円と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の人員数は7名（うち、社外取締役1名）、監査役の人員数は3名（うち、社外監査役2名）です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況

取締役鎌田伸一郎氏は、セントラル警備保障株式会社の相談役を務めており、同社は当社株式4.73%を保有する大株主であるとともに、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	鎌田伸一郎	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち13回出席し、主に企業経営分野における豊かな経験と高い見識に基づき、また、独立した立場から議案審議等に必要な発言を行っており、引き続き当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。
監査役	堀勝彦	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち11回出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	柘植幹雄	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

IV 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称
東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額（千円）
会計監査人としての報酬等の額	21,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の会計監査人は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための内部統制システムの体制を定め、効率的で適法な企業体制の確立を図っております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
- ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、企業倫理と法令遵守意識の醸成を図り、企業活動の中での法令違反の未然防止に努めております。
- ③ 内部統制監査課は、内部統制及び内部監査規程に基づき継続的に各業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めております。
- ④ コンプライアンスに関する問題が万が一発生した場合は、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、職務執行上必要とする文書その他重要情報に関しては、秘密文書取扱規程に基づき適切に保存管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するよう努めております。
- ② 社内の重要情報や顧客情報等に関しては、文書管理規程に基づき適切な保存管理に努めております。

(3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、経営の緊急時に発生するリスクに関しては、緊急時基本対応規程に基づき迅速・適切に対応し、リスク回避のできる体制の構築に努めております。

- ② 内部統制監査課は、監査役及び会計監査人と連携をとり、各部門の業務運用状況の適正性及び会計処理の正確性等のリスク管理状況を監査し、代表取締役へ報告する体制を構築しております。
- (4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役が機動的な経営判断及び職務執行が効率的に行われる体制を確保するため、取締役会において法令で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめとする会社の重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督する体制を構築しております。
- ② 取締役の責任を明確化し、権限を強化することで、取締役の職務執行において経営意思決定の迅速化及び業務執行機能の強化が図られる体制を構築しております。
- ③ 取締役会は、中期経営計画を策定するとともに、毎期事業部門ごとに業績目標と予算設定を行い、逐次業績を管理できる体制を構築しております。
- (5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社に対して、当社の取締役又は使用人を取締役及び経営幹部として派遣し、それらの業務運営を定常的に管理監督する体制を構築しております。
- ② 子会社の経営については、定期的に書面又は当社取締役会及び経営会議において報告を受け、重要な経営事項の決定に関しては、社内規程に基づき原則として当社の事前承認を取得する体制を構築しております。
- ③ 内部統制監査課は、監査役及び会計監査人と連携を取りつつ、社内規程に基づき子会社の監査を実施する体制を構築しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事等については、取締役は監査役と事前協議のうえで実施する体制を構築しております。
- ② 監査役の補助をする使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けない体制を構築しております。

- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、又は法令・定款に違反する重大な事実を知った時は、直ちに監査役に対して報告する体制を構築しております。また、監査役に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしております。
 - ② 監査役は、取締役会のほか、重要な事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める体制を構築しております。
 - ③ 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請ができるとともに、代表取締役は定期的に監査役と面談を行い、内部統制体制の整備等について意見交換する体制を構築しております。
- (8) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役職務執行上必要と認められる費用については予算化し、その前払い等の請求がある時は、当該請求が適正ではない場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。
 - ② 緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じております。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社はコンプライアンス・マニュアルにおいて「反社会的勢力との絶縁」を明記し、法令遵守教育を通じて、社内への周知徹底を図っております。
 - ② 対応部署は、人事総務部が中心となり警察当局や顧問弁護士等の専門機関と緊密な連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求に対して適切に対処できる体制を構築しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役は13回出席いたしました。その他、監査役会は13回、コンプライアンス委員会は1回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部統制監査課、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部統制監査課は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査、子会社の内部統制監査を実施いたしました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、鉄道車両や自動車・船舶関係の電気機器メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、①電装品や装置の開発設計の技術者集団として、豊富な経験とノウハウに裏付けされた技術力、②設計から販売まで、顧客のニーズを確実に捉えた製品づくりを可能とした一貫生産体制、③安全性を重視した製品を提供するための徹底した品質管理体制、④長年の間に築き上げた顧客との強固な信頼関係、⑤地球環境保全への貢献を意識した企業精神等が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされた時に、買付者の提示する当社

株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画した時の経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が(2)②に記載する本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 基本方針実現のための取り組み

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は主に受注生産により事業を行っているため、主力の鉄道関連事業では国内・海外車両の代替需要及び新規需要の影響を大きく受けます。従って、経済環境による収益への影響を抑えるために、一貫生産体制の推進及び顧客のニーズを的確に捉えた製品供給を通じて、生産性の向上と収益体質の強化に取り組んでおります。具体的には、2022年1月に、高剛性フレームと新ハイブリッドシステムによって、加工範囲を拡大し、高速、高精度曲げ加工を可能にしながら、従来機よりも省エネ性能と作業環境の改善を実現した「ハイブリッドドライブベンダー」の新機種を導入しました。また、2023年4月には検査・品質管理プロセスのコスト削減、業務効率化、リードタイムの短縮に取り組むため、大型金属加工品や溶接部品のひずみが測定できる三次元測定機を導入しました。さらに、2023年12月には様々な形状の加工が可能で、効率的で緻密な作業が行えるワイヤ放電加工機を導入し、より正確で信頼性が高く、低コスト化による一貫生産体制の推進と強化に取り組んでおります。

また、2021年から2024年にかけて快適な職場環境づくりと災害防止の一環とし

て、竜ヶ崎事業所西側傾斜地の保護工事（フリーフレーム工法）の整備を進めております。本工事は、傾斜地の安定化を図るとともに地域の自然環境と調和を保ちながら緑化活動に取り組むものです。今後も、作業環境維持と改善を両立させながら、持続可能な地球環境保全への社会的責任を果たしてまいります。

さらに、2024年3月には竜ヶ崎事業所において、新事務所棟を竣工しました。それにより、将来の人員増減や組織変更に対しての柔軟な対応、パーソナルスペースの確保による従業員のストレス緩和、オフィス環境を整えることによるモチベーションの向上や業務効率化、従業員のコミュニケーションの活発化が期待されます。

また、国内の鉄道車両産業が成熟化するなかで、海外鉄道車両事業への関わりがますます大きくなってまいりますので、引き続き海外鉄道車両案件への対応力の一層の向上に取り組んでまいります。その一環として、2013年8月に開設した米国現地法人では、2015年3月には現地生産品の納入が始まりました。さらに、2016年7月には新工場への移転に伴い、事務所と倉庫を集約することにより、コミュニケーションの充実と業務の効率化を図りました。

2012年3月には創業100周年記念事業の一環として、旧本社の再開発計画に着手しました。本社社屋は2013年12月に完成し、本社社屋を本社事務所と賃貸住宅の共用建物として建替えました。このことにより、不動産賃貸事業の強化と収益の安定化を図ることができました。今後も住民の皆様が安心して住める環境づくりに努めてまいります。

2017年1月に品質マネジメントシステム「ISO9001」、2017年3月には環境マネジメントシステム「ISO14001」の各認証について、年次審査とともに2015年度版へ移行いたしました。特に品質マネジメントシステム「ISO9001」については、本社及び竜ヶ崎事業所に加えて大阪営業所も認証取得を行い、対象の範囲を広げ、2023年11月には更新審査を受審いたしました。また、複数のマネジメントシステム規格を同時利用する際の利便性を高めるため、「ISO9001：2015」、「ISO14001：2015」の両規格に共通の規格構造や要求事項などが採用され、経営や事業との一体化を図ることで、より効果的に推進する体制を整えられるようになりました。当社では、企業の社会的責任の最重要取り組みの一つとして、品質保証レベルの向上並びに環境配慮設計への取り組みを強化してまいります。引き続き社会から信頼される企業として、新たなマネジメントシステムに基づき、品質管理と環境保全への万全な取り組みを推進してまいります。

さらに取締役会が適正かつ効率的に業務執行機能を発揮できるよう、取締役の責任を明確化し権限を強化することで事業運営上重要な事項について常勤役員による迅速

な意思決定ができる体制を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について、社外取締役及び社外監査役を中心に多面的にチェックする体制が図られている等、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

- ② 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2009年5月8日付取締役会決議及び同年6月26日付定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、2021年5月13日開催の当社取締役会において、同年6月29日開催の定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として本対応方針を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下、かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があり得ます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮

問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見をとりまとめて公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとし、対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2021年6月29日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとし、また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.morio.co.jp>）に掲載する2021年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2) ①に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、(2) ②に記載した本対応方針も、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会にこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができるとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置づけており、今後の事業展開に必要な内部留保を確保し、将来にわたる安定配当の維持を重視しながら、業績に応じた適切な配当政策を実現していくことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり50円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の維持・強化、将来の最適生産体制のための設備投資、新製品・新技術の研究開発等、当社の企業競争力強化のために活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,106,808	流 動 負 債	2,773,475
現金及び預金	979,277	支払手形及び買掛金	702,553
受取手形	5,263	電子記録債務	979,999
売掛金	1,294,628	短期借入金	527,115
電子記録債権	279,381	一年内返済予定の長期借入金	73,562
商品及び製品	289,347	リース債務	73,159
仕掛品	1,403,794	未払法人税等	76,877
原材料及び貯蔵品	784,523	賞与引当金	151,090
その他の流動資産	70,591	役員賞与引当金	26,000
固 定 資 産	3,113,318	その他の流動負債	163,118
有形固定資産	1,630,731	固 定 負 債	713,841
建物及び構築物	3,176,161	長期借入金	360,044
減価償却累計額	△1,835,429	リース債務	114,886
建物及び構築物(純額)	1,340,731	繰延税金負債	177,855
機械装置及び運搬具	334,521	その他の固定負債	61,056
減価償却累計額	△235,902	負 債 合 計	3,487,317
機械装置及び運搬具(純額)	98,618	純 資 産 の 部	
土地	63,720	株 主 資 本	4,047,666
リース資産	132,608	資本金	1,048,500
減価償却累計額	△65,029	資本剰余金	897,272
リース資産(純額)	67,579	利益剰余金	2,172,693
その他	278,320	自己株式	△70,800
減価償却累計額	△224,077	その他の包括利益累計額	685,143
その他(純額)	54,243	その他有価証券評価差額金	641,214
建設仮勘定	5,837	為替換算調整勘定	43,929
無形固定資産	129,006	純 資 産 合 計	4,732,810
ソフトウェア	44,948	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,220,127
リース資産	78,559		
その他	5,499		
投資その他の資産	1,353,580		
投資有価証券	1,299,357		
その他	54,223		
資 産 合 計	8,220,127		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,448,222
売上原価	6,064,826
売上総利益	1,383,396
販売費及び一般管理費	1,040,902
営業利益	342,494
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	18,535
受取補償金	1,244
雑収入	9,808
営業外費用	
支払利息	23,118
為替差損	5,493
雑損	896
経常利益	342,577
特別損失	
固定資産除却損	745
税金等調整前当期純利益	341,832
法人税、住民税及び事業税	121,686
法人税等調整額	8,308
当期純利益	211,837
親会社株主に帰属する当期純利益	211,837

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,048,500	897,272	2,002,115	△70,750	3,877,137
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△41,259		△41,259
親会社株主に 帰属する当期純利益			211,837		211,837
自己株式の取得				△49	△49
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	170,577	△49	170,528
当 期 末 残 高	1,048,500	897,272	2,172,693	△70,800	4,047,666

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	441,351	33,530	474,882	4,352,019
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△41,259
親会社株主に 帰属する当期純利益				211,837
自己株式の取得				△49
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	199,863	10,398	210,261	210,261
当 期 変 動 額 合 計	199,863	10,398	210,261	380,790
当 期 末 残 高	641,214	43,929	685,143	4,732,810

連結注記表

継続企業の前題に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

(2) 主要な連結子会社の名称

Morio USA Corporation

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- ・ 評価方法：商品及び製品、仕掛品は個別法に、原材料及び貯蔵品は総平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、電気機器製造販売事業において、鉄道関連事業、自動車関連事業、船舶等関連事業に関連する製品の製造販売を行っており、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、高速道路会社各社、国土交通省、防衛省等を主な顧客としております。

これらの顧客に対して、主に完成した製品を納入することを履行義務と識別しており、原則として顧客が製品を検収した時点において、支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度 繰延税金資産64,438千円

(連結計算書類上は繰延税金負債と相殺され繰延税金負債177,855千円を計上)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、一時差異等加減算前課税所得により判断しており、一時差異等加減算前課税所得は、実行可能で合理的な期間における事業計画に基づいて算定しております。事業計画の見積りに使用された主な仮定は、将来の受注見込及び製造費用であり、これらの仮定に基づく数値は、業界動向、経済状況等の外部情報及び過去実績、受注状況等の内部情報の両方を基礎としております。

当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

建 物	529,464千円
土 地	1,989千円
合 計	531,453千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	200,000千円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	418,406千円
合 計	618,406千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,425,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	41,259千円	30円	2023年 3月31日	2023年 6月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	68,764千円	50円	2024年 3月31日	2024年 6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金及び短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスク及び為替変動リスクにさらされております。投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、営業部門及び総務部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、連結子会社を含む各部署からの報告に基づき財務部門等が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち7.9%が特定の大口顧客（総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,299,357	1,299,357	—
資産計	1,299,357	1,299,357	—
(1) 長期借入金			
(1年内返済予定分を含む)	433,606	433,506	△99
(2) リース債務	188,045	188,105	60
負債計	621,651	621,612	△39

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	979,277	—	—	—
受取手形	5,263	—	—	—
売掛金	1,294,628	—	—	—
電子記録債権	279,381	—	—	—
合計	2,558,552	—	—	—

(注3) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	527,115	—	—	—	—	—
長期借入金	73,562	39,996	39,996	39,996	39,996	200,060
リース債務	73,159	60,929	31,109	17,012	5,583	251
合計	673,836	100,925	71,105	57,008	45,579	200,311

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	1,299,357	—	—	1,299,357
資産計	1,299,357	—	—	1,299,357

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	433,506	—	433,506
リース債務	—	188,105	—	188,105
負債計	—	621,612	—	621,612

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
684,410	△39,983	644,427	2,028,390

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

減少は、減価償却費 41,152千円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は73,881千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電気機器 製造販売事業	不動産関連事業	
鉄道関連事業	5,653,930	—	5,653,930
自動車関連事業	1,154,153	—	1,154,153
船舶等関連事業	488,092	—	488,092
顧客との契約から生じる収益	7,296,176	—	7,296,176
その他の収益	—	152,045	152,045
外部顧客への売上高	7,296,176	152,045	7,448,222

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年以内の契約等であるため、また契約期間が1年超にわたる一部の契約等は「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第19項に従って収益を認識しているため、これらは実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,441円34銭

2. 1株当たり当期純利益 154円03銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	211,837
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
期中平均株式数（千株）	1,375

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

森尾電機株式会社
取締役会 御中東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 猿渡裕子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 平井肇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森尾電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森尾電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,806,242	流 動 負 債	2,518,361
現金及び預金	950,205	支払手形	128,191
受取手形	5,263	買掛金	569,431
売掛金	1,251,075	電子記録債権	979,999
電子記録債権	279,381	短期借入金	300,000
商品及び製品	220,714	一年内返済予定の長期借入金	73,562
仕掛品	1,358,120	リース債権	64,103
原材料及び貯蔵品	677,933	未払金	118,574
前払費用	9,545	未払法人税等	76,877
その他の流動資産	54,002	預り金	31,586
		賞与引当金	149,000
固 定 資 産	3,306,940	役員賞与引当金	26,000
有形固定資産	1,603,158	その他の流動負債	1,034
建物	1,174,475	固 定 負 債	704,605
構築物	166,255	長期借入金	360,044
機械及び装置	98,618	リース負債	103,268
車両運搬具	0	長期預り敷金保証金	19,554
工具、器具及び備品	26,670	繰延税金負債	180,237
土地	63,720	長期未払金	41,501
リース資産	67,579	負 債 合 計	3,222,967
建設仮勘定	5,837	純 資 産 の 部	
無形固定資産	127,117	株 主 資 本	4,249,000
ソフトウェア	43,059	資本金	1,048,500
ソフトウェア仮勘定	4,484	資本剰余金	897,272
電話加入権	1,014	資本準備金	897,272
リース資産	78,559	利 益 剰 余 金	2,374,028
投資その他の資産	1,576,663	利益準備金	192,500
投資有価証券	1,299,357	その他利益剰余金	2,181,528
関係会社株式	223,908	別途積立金	500,000
役員に対する保険積立金	27,647	繰越利益剰余金	1,681,528
長期前払費用	7,688	自 己 株 式	△70,800
その他の資産	18,061	評価・換算差額等	641,214
		その他有価証券評価差額金	641,214
資 産 合 計	8,113,183	純 資 産 合 計	4,890,215
		負債及び純資産合計	8,113,183

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,994,204
売上原価	5,672,899
売上総利益	1,321,304
販売費及び一般管理費	978,203
営業利益	343,100
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	18,540
受取補償金	1,244
雑収入	9,083
営業外費用	
支払利息	8,945
為替差損失	2,124
雑損失	896
経常利益	360,002
特別損失	
固定資産除却損	745
税引前当期純利益	359,256
法人税、住民税及び事業税	121,686
法人税等調整額	6,793
当期純利益	230,776

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,048,500	897,272	897,272
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,048,500	897,272	897,272

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	192,500	500,000	1,492,011	2,184,511	△70,750	4,059,533
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△41,259	△41,259		△41,259
当 期 純 利 益			230,776	230,776		230,776
自 己 株 式 の 取 得					△49	△49
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	189,516	189,516	△49	189,467
当 期 末 残 高	192,500	500,000	1,681,528	2,374,028	△70,800	4,249,000

(単位：千円)

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	441,351	441,351	4,500,884
当期変動額			
剰余金の配当			△41,259
当期純利益			230,776
自己株式の取得			△49
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	199,863	199,863	199,863
当期変動額合計	199,863	199,863	389,330
当期末残高	641,214	641,214	4,890,215

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業的前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・ 評価方法：商品及び製品、仕掛品は個別法に、原材料及び貯蔵品は総平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、電気機器製造販売事業において、鉄道関連事業、自動車関連事業、船舶等関連事業に関連する製品の製造販売を行っており、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、高速道路会社各社、国土交通省、防衛省等を主な顧客としております。

これらの顧客に対して、主に完成した製品を納入することを履行義務と識別しており、原則として顧客が製品を検収した時点において、支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度 繰延税金資産62,056千円

(計算書類上は繰延税金負債と相殺され繰延税金負債180,237千円を計上)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の回復可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度

関係会社株式223,908千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、関係会社株式の実質価額について回復可能性を判断しております。

回復可能性は、実行可能で合理的な期間における事業計画に基づいて判断しております。事業計画の見積りに使用された主な仮定は、将来の受注見込及び製造費用であり、これらの仮定に基づく数値は、業界動向、経済状況等の外部情報及び過去実績、受注状況等の内部情報の両方を基礎としております。

当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直し等が必要となった場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度においては、当社の連結子会社であるMorio USA Corporation株式の実質価額が著しく低下しておりますが、同社の事業計画に基づき実質価額の回復可能性を検討した結果、減損処理は不要と判断しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	
建 物	529,464千円
土 地	1,989千円
合 計	531,453千円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	200,000千円
長期借入金	418,406千円
(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	
合 計	618,406千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	2,310,398千円
3. 保証債務	
子会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
Morio USA Corporation	227,115千円
4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。	
関係会社に対する短期金銭債権	1,251千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引の取引高の総額	
営業取引 (収入分)	28,503千円
営業取引 (支出分)	210千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	49,690	29	—	49,719

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 29株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	45,623千円
長期未払金	12,707千円
投資有価証券	30,961千円
未払事業税	6,076千円
棚卸資産評価損	5,911千円
関係会社株式	64,870千円
その他	8,419千円
繰延税金資産小計	174,571千円
評価性引当額	△112,515千円
繰延税金資産合計	62,056千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△242,293千円
繰延税金負債の純額	△180,237千円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Morio USA Corporation	米国ネブラスカ州	4,000千ドル	電気機器製造販売	所有直接100.00%	債務保証役員の派遣	債務保証(注)	227	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 銀行借入227百万円(150万ドル)につき、債務保証を行ったものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 3,555円79銭
 - 1株当たり当期純利益 167円80銭
- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益(千円)	230,776
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
期中平均株式数(千株)	1,375

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

森尾電機株式会社
取締役会 御中東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 猿渡裕子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 平井肇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森尾電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、一部監査等にWeb会議システムを活用するなどにより、当初の監査計画を実行しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

森尾電機株式会社	監査役会	
常勤監査役	小山博史	Ⓜ
社外監査役	堀勝彦	Ⓜ
社外監査役	柘植幹雄	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	きく ち ひろ ゆき 菊 地 裕 之 (1964年10月25日生)	1987年 4 月 当社入社 2007年 10月 当社資材本部資材部長 2012年 4 月 当社東部営業部長 2013年 4 月 当社理事東部営業部長 2014年 4 月 当社理事人事総務部長 2014年 6 月 当社取締役人事総務部長 2014年 10月 当社取締役人事総務部長 兼資材部門統括 2017年 6 月 当社常務取締役人事総務部長 兼資材部門統括 2018年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	8,800株
2	きた さわ きみ お 北 澤 公 夫 (1953年 8月20日生)	1977年 4 月 当社入社 1999年 5 月 当社鉄道事業部技術部長 2001年 5 月 当社技術本部鉄道技術部長 2007年 6 月 当社技術本部長 2008年 6 月 当社執行役員技術本部長 2010年 6 月 当社取締役技術・品質部門統括 兼営業支援 2014年 4 月 当社取締役竜ヶ崎工場工場長 2014年 6 月 当社常務取締役竜ヶ崎工場工場長 2016年 2 月 当社常務取締役竜ヶ崎工場工場長 兼技術部長 2018年 1 月 当社常務取締役竜ヶ崎工場工場長 2020年 2 月 当社常務取締役竜ヶ崎工場工場長 兼技術部長 2021年 10月 当社常務取締役竜ヶ崎工場工場長 (現任)	11,400株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	おおはしみつぐ 大橋 貢 (1963年5月31日生)	1986年4月 当社入社 2007年10月 当社営業本部営業第一部長 2012年4月 当社資材部長 2013年4月 当社理事資材部長 2014年4月 当社理事東部営業部長 2014年6月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2017年4月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 兼海外支援室長 2017年6月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2018年6月 当社常務取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2019年7月 当社常務取締役営業部門統括 兼資材部長 2020年4月 当社常務取締役資材部部長 2023年4月 当社常務取締役営業兼資材担当(現任)	7,400株
4	ひらのりょうし 平野 了士 (1954年8月25日生)	1977年4月 川崎重工業株式会社入社 1994年7月 KawasakiHeavyIndustries (U.K.) Ltd.出向 2000年7月 川崎重工業株式会社車両事業本部車 両事業部営業総括部交通システム営 業部長 2001年4月 同社車両カンパニー営業本部 海外営業部長 2003年11月 同社車両カンパニー営業本部 副本部長兼海外営業部長 2005年4月 同社車両カンパニー営業本部長 2014年7月 川重車両テクノ株式会社 代表取締役社長 2017年4月 当社非常勤顧問 2017年6月 当社取締役海外支援室室長(現任)	4,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	しみず たけし 清水 毅 (1966年2月7日生)	1988年4月 株式会社東京都市銀行 (現 株式会社きらぼし銀行) 入行 2009年4月 同行梶ヶ谷支店長 2012年7月 同行立川支店長 2015年1月 同行本店営業部営業一部長 2015年7月 同行参与本店営業部営業一部長 2018年5月 きらぼし銀行本店営業部営業一部長 2018年6月 同行営業統括部兼コンサルティング 事業部部付部長 2019年7月 同行人事部部付部長 2019年10月 同行人事部上席調査役 2021年4月 当社人事総務部担当部長 2021年7月 当社人事総務部部長 2022年6月 当社取締役経営管理・内部統制監査 担当 2022年11月 当社取締役経営管理部部長兼内部統 制監査担当(現任)	1,200株
6	かま だ しんいちろう 鎌田 伸一郎 (1953年4月19日生)	1977年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 2003年6月 同社営業部担当部長 2004年6月 同社事業創造本部部長 2006年6月 同社理事高崎支社長 2009年6月 同社常務取締役事業創造本部 副本部長 2011年5月 セントラル警備保障株式会 社取締役 2011年6月 同社取締役専務執行役員 経営計画担当兼新事業担当 2012年5月 同社代表取締役執行役員社長 2013年3月 同社代表取締役執行役員社長 事業戦略推進本部長 2018年5月 同社取締役会長 2019年6月 当社取締役(現任) 2023年5月 セントラル警備保障株式会 社 相談役 2024年5月 同社顧問(現任)	一株

- (注) 1. 鎌田伸一郎氏は社外取締役候補者であり、同氏が顧問を務めるセントラル警備保障株式会社とは、製品の販売等の取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鎌田伸一郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割について
 鎌田伸一郎氏は、鉄道輸送業界及び企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、内部統制やコンプライアンスに関する確なご助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。引き続き、当社社外取締役として十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 鎌田伸一郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者鎌田伸一郎氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。
 その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の限定責任が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。

ご参考 取締役候補者のスキルマトリックス

取締役	独立性 (社外のみ)	企業 経営	マーケ ーテ ィン グ 営 業	生産 品質 安全環境	技術 研究	海外 事業	財務 ファイ ナンス	労務 人材 開発	法務 リスクマ ネジメン ト	SDG s ESG
1 菊地 裕之	—	●	●			●	●	●	●	●
2 北澤 公夫	—			●	●	●			●	
3 大橋 貢	—		●	●		●			●	
4 平野 了士	—		●	●	●	●				
5 清水 毅	—					●	●	●		●
6 鎌田伸一郎	●	●							●	

※本記載内容は各対象者に特に期待するスキル及び専門性であり、各対象者の有する全てのスキル・専門的知見を表すものではありません。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	こやま ひろ し 小山博史 (1959年6月17日生)	1983年4月 当社入社 2005年4月 当社営業本部営業部長 2007年10月 当社営業本部営業第二部長 2009年10月 当社営業企画部長 2011年4月 当社理事人事総務部長 2014年4月 当社理事資材部長 2015年4月 当社理事資材管理部長 2017年9月 当社理事生産計画部長 2019年6月 当社理事経営管理部 2019年6月 当社監査役（現任）	3,500株
2	ほり かつ ひこ 堀勝彦 (1945年4月20日生)	1969年4月 株式会社正興商会入社 1980年6月 同社代表取締役社長 1993年6月 当社監査役（現任）	10,000株
3	※ えん どう やす かず 遠藤泰和 (1953年12月28日生)	1976年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 東海旅客鉄道株式会社入社 2006年6月 同社東海道新幹線21世紀対策本部 リニア開発本部山梨実験センター所 長 2011年7月 同社中央新幹線推進本部リニア開発 本部山梨実験センター所長 2012年6月 同社執行役員中央新幹線推進本部リ ニア開発本部副本部長・山梨実験セ ンター所長 2016年6月 同社執行役員退任 2016年6月 日本車輛製造株式会社取締役エンジ ニアリング本部長 2018年6月 同社常務取締役エンジニアリング本 部長 2020年6月 同社常務取締役本社技師長 2022年6月 同社取締役退任	一株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 堀勝彦氏及び遠藤泰和氏は、社外監査役候補者であります。
堀勝彦氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。また、遠藤泰和氏は、選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

4. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由
- ① 堀勝彦氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただきたく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。また、当社の主力営業部門であります鉄道車両業界に関する国内外の精通した知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
- ② 遠藤泰和氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただきたく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。また、当社の主力営業部門であります鉄道車両業界に関する国内外の精通した知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
- (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
堀勝彦氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって31年であります。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者堀勝彦氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。再任された場合、当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、社外監査役候補者遠藤泰和氏は、選任された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の限定責任が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、2021年5月13日付取締役会決議及び同年6月29日付第89回定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入しておりますところ、本対応方針の有効期間は本定時株主総会終結の時までとされています。

当社は、2024年5月15日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に基づき、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として本対応方針を継続すること及び本対応方針継続の承認議案を本定時株主総会に提出することを決定し、その旨を公表しました。なお、今回の継続に際しては、近時の対抗措置発動に関する裁判例等も踏まえ、「大規模買付行為」及び「大規模買付者」の定義の見直し並びに大規模買付者に情報提供を要求する事項の具体例の追加等、所要の修正その他文言の整理等を行っております。

本議案は、当社定款第33条の定めに基づき、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本対応方針の継続時に就任が予定される独立委員会委員の氏名及び略歴は別紙3に記載のとおりです。

本対応方針の内容は、後記のとおりであります。

記

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、鉄道車両や自動車・船舶関係の電気機器メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、①電装品や装置の開発設計の技術者集団として、豊富な経験とノウハウに裏付けされた技術力、②設計から販売まで、顧客のニーズを確実に捉えた製品づくりを可能とした一貫生産体制、

③安全性を重視した製品を提供するための徹底した品質管理体制、④長年の間に築き上げた顧客との強固な信頼関係、⑤地球環境保全への貢献を意識した企業精神等が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされた時に、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画した時の経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、Ⅱ 3. をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主意思確認総会（下記Ⅱ 3. (3) に定義します。以下同じです。）が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう（詳細につきましては、Ⅱ 4. (1) のイ. ないしホ. をご参照ください。）と認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

Ⅱ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、Ⅰで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、(i) 特定株主グループ（注1）

の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為又は、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注4）（いずれにおいても予め当社取締役会が同意したものを除き、また、(i) 及び(ii) の買付行為については、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みといたします。

1. 本対応方針継続の必要性

Iで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主意思確認総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会及び独立委員会は、かかる情報が提供された後、それぞれ、大規模買付行為に対する当社取締役会及び独立委員会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し必要に応じ開示いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取り組みとして、本対応方針を継続することとしました。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注5）の中から選任します。なお、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

本対応方針においては、下記Ⅱ 4.（1）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記Ⅱ 4.（2）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動することがある、という形で対抗措置発動に係る客観的な要件を設定しております。また、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断（下記Ⅱ 4.（1）をご参照ください。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅱ 4.（2）をご参照ください。）、対抗措置を発動・不発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記Ⅱ 4.をご参照ください。）等、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主意思確認総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立

準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内（初日不算入）に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を、速やかに独立委員会に提供するものとします。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性並びに大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

なお、意向表明書及び本必要情報その他大規模買付者が当社に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び関連者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券に係る全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社との関係に関し、大規模買付行為

完了後に予定する変更の有無及びその内容

⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑨反社会的勢力（反市場勢力を含みます。以下同じとします。）該当性及び反社会的勢力との関係に関する情報

⑩その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

（2）当社取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動の勧告又は対抗措置発動の可否につき株主意思確認総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動又は株主意思確認総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

(3) 当社取締役会による決議、及び株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動又は対抗措置発動の可否等について株主の皆様のご意思を確認するための株主総会もしくはこれに準じる株主の集会（以下「株主意思確認総会」と総称します。）の招集の決議その他必要な決議を行うものとしします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主意思確認総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し対抗措置発動の可否についてお諮りするため、原則として株主意思確認総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日間以内（初日不算入）に当社株主意思確認総会を開催することとします（注6）。

これらの取締役会決議を行った場合、株主意思確認総会が開催された場合等において、当社は適切と認められる情報を、適時適切に開示いたします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見を参考にし、監査役の見解も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断した時には、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります（対抗措置として具体的に講じる手段については、下記4.（2）をご参照ください）。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則とし

て、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主意思確認総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、原則として株主意思確認総会招集の決議を行い、当該株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置を発動することがあります（株主意思確認総会を開催する場合の手続きについては、上記3.（3）をご参照ください）。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為である場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある大規模買付行為である場合

ハ. 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合

ニ. 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為である場合

ホ. 大規模買付者の経営陣又は主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切である場合

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何に関わらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見を参考にし、監査役の見解も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないとして当社取締役会が判断した時には、次のとおり対抗措置発動を中止又は停止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されま

せんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議又は株主意思確認総会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の継続と有効期限

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、同承認があった日より継続されることとし、継続後の有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示いたしま

す。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示いたします。

7. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、2024年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとしします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、
 - (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、
- 又は、
- (iii) 上記(i)又は(ii)の者の関連者（(イ)これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、(ロ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、又は(ハ)これらの者が実質的に支配しもしくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めたる者（かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとしします。）を併せた者をいいます。）、
- を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとしします。）、
- 又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

かかる株券等保有割合又は株券等所有割合の計算上、(イ)当社のある株主（以下、本注2において「当初株主」といいます。）の特別関係者又は共同保有者、及び(ロ)当初株主又は上記(イ)の者の関連者は、本対応方針においては当初株主の共同保有者又は特別関係者とみなします（以下同じとします）。各株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味し、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。

注4：当社のある株主（以下、本注4において「当初株主」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当初株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当初株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為として当社取締役会が合理的に認めた行為（かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上げりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。）をいいます。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

注6：株主意思確認総会においては、原則として会社法上の普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、大規模買付行為の目的、方法及び内容並びに大規模買付者と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、大規模買付者及び独立委員会が当該議案との関係で大規模買付者と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

以上

新株予約権概要

1.新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3.発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5.新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6.新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使する

ことができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（ただし、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7.新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

8.当社による新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに

未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上で構成される。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に

助言・勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付者による大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦対抗措置発動の可否につき株主意思確認総会に諮るべきであることの決定
- ⑧対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨大規模買付ルールの継続・変更・廃止
- ⑩その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

【氏名】	遠藤泰和
【略歴】	1953年12月生まれ
	1976年4月 日本国有鉄道入社
	1987年4月 東海旅客鉄道株式会社入社
	2006年6月 同社東海道新幹線21世紀対策本部リニア開発本部 山梨実験センター所長
	2011年7月 同社中央新幹線推進本部リニア開発本部山梨実験センター所長
	2012年6月 同社執行役員中央新幹線推進本部リニア開発本部 副本部長・山梨実験センター所長
	2016年6月 同社執行役員退任
	2016年6月 日本車輛製造株式会社取締役エンジニアリング本部長
	2018年6月 同社常務取締役エンジニアリング本部長
	2020年6月 同社常務取締役本社技師長
	2022年6月 同社取締役退任

※遠藤泰和氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

【氏名】	西坂仁
【略歴】	1951年7月生まれ
	1975年 4月 松下電器産業株式会社入社
	1986年10月 公認会計士二次試験合格 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入社
	1995年 2月 神奈川県警察本部 財務捜査官就任
	2004年 7月 西坂仁公認会計士・税理士事務所開業
	2006年10月 朝日税理士法人神奈川支社代表社員就任
	2019年 2月 同法人相談役就任 (現職)

※西坂仁氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

【氏名】 西島幸延
【略歴】 1966年9月生まれ
1998年4月 第二東京弁護士会登録 三宅・山崎法律事務所入所
1999年4月 東京弁護士会登録 羽成綜合法律事務所
(現ひびき綜合法律事務所) 入所
2005年8月 ひびき綜合法律事務所パートナー就任 (現職)

※西島幸延氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ
別館5階会議室「レインボー」
電話番号 (03) 5670-2222

交通 京成線（都営地下鉄浅草線直通）
「青砥駅」下車徒歩約5分

